



## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

南港管路輸送センター制御用計算機等保守点検業務委託

### 2. 契約の相手先

富士電機㈱

### 3. 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理を実施する必要がある。

制御用計算機とは、ポートタウン内の約80か所のローカルドラムに投入されたごみを収集するための設備を運転・監視・制御、一連の工程を自動で行うのに必要なシステムである。

この条件にあうシステムを設計・製作・施行したのが、富士電機㈱である。上記業者については、施設竣工後より、施行業者として試運転や初期トラブルの対応に当たっており、迅速に対応できる社内体制を整備するなど、制御用計算機の保守について、一手に担ってきているところである。

また、点検作業は設備運転中も行う必要もあり、熟知したものでないとトラブルの原因ともなり、管路輸送事業を熟知した業者でなければ対応できず、他社では対応できないところである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局施設部南港管路輸送施設 (電話番号06-6612-4981)

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

南港管路輸送センター遠方監視制御設備点検業務委託

### 2. 契約の相手先

(株)明電舎

### 3. 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理を実施する必要がある。

遠方監視制御設備とは、ポートタウン内の約80か所のローカルドラムに投入されたごみを収集するため、センターと各ローカルを通信線で結び各ローカルの監視と制御を行うのに必要なシステムである。

この条件にあうシステムを設計・製作・施行したのが、(株)明電舎である。上記業者については、施設竣工後より、施行業者として試運転や初期トラブルの対応に当たっており、迅速に対応できる社内体制を整備するなど、遠方監視制御設備の保守について、一手に担ってきているところである。

また、点検作業は設備運転中も行う必要もあり、熟知したものでないとトラブルの原因ともなり、管路輸送事業を熟知した業者でなければ対応できず、他社では対応できないところである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局施設部南港管路輸送施設 (電話番号06-6612-4981)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダの点検・整備業務委託

### 2 契約の相手方

トヨタL&F近畿株式会社

### 3 随意契約理由

別表容器包装プラスチック中継施設におけるショベルローダについては、中継施設の円滑な運営を行い、容器包装プラスチックの収集・輸送体制を構築するためにも、定期的な整備を行う必要がある。

この整備について、当該ショベルローダはトヨタL&F株式会社（以下「トヨタL&F（株）」）製であるが、容器包装プラスチック中継施設で使用しているこれらショベルローダは、当局車両により次々と搬入される容器包装プラスチックを大量かつ頻繁にストックヤードへ整理を行ったり業者の搬出用トラックへ積み込んだりするため、作業性を考慮した仕様により当局が発注し、同社が独自の技術で設計製作された特殊仕様の構造になっている。このため、特に駆動系・油圧系や特殊部品の交換に関する部分については、設備特質の構造、機能に加え、補修方法等総合的に十分把握し、同社の独自技術を認識している業者でしか修理及び整備は出来ないこととなる。

今回、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を行うものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものである。この事項内には油圧系検査箇所が含まれており、また、この定期自主検査時に、ショベルローダを常に正常な状態で稼働させるため、総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うこととしており、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行ってもらうこととなる。加えて、この際には特殊部品の交換を伴うこともあるため、このようなメンテナンスに対応していくには事後の性能を確保する観点を含め、独自技術を伴うものであるため、自社製品に対する独自の技術を認識し、整備を行い、修繕部品を安易かつ安価に入手できる製造元であるトヨタL&F（株）のみが対応が可能な業者である。

以上の理由により特名による随意契約の締結を行う。

**【別表】** ショベルローダ配置施設及び型式

施設名	型式		製造車体番号
舞洲容器包装プラスチック中継施設	トヨタL&F(株)	4SD25	10371(舞洲1号)
	トヨタL&F(株)	4SD25	10372(舞洲2号)
住之江容器包装プラスチック中継施設	トヨタL&F(株)	4SD25	10369(住之江1号)

**【参考】** 労働安全衛生規則

第二百五十一条の三十一 事業者はショベルローダーとうについては、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3252)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東南環境事業センターE S C O事業

### 2 契約の相手方

アズビル株式会社

### 3 随意契約理由

東南環境事業センター熱源機器改修は、省エネルギー化を促進する為、民間事業者から優れた技術により省エネルギーのための改修設計及び改修工事等（以下「改修工事等サービス」という。）を行い、設置した省エネルギーサービスのために必要な設備機器（以下「E S C O設備」という。）の所有権を本市に移転した上で、契約期間中、E S C O設備の運転管理、維持管理及び光熱水費削減の保証等のサービス（以下「省エネルギーサービス」という。）に関する一括提案を受けるために公募を行い、最も優れていると考えられる提案を選定し、その提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）と自己資金型E S C O事業の締結に向けて協議し、合意に至れば契約事業者として本市と契約を締結して事業実施を行うものである。

提案の選定は、民間の有権者などで構成される「E S C O事業提案評価会議」において、予め公表している審査基準に基づき決定されるものであり、アズビル（株）が優先交渉権者と決定された。

これにより、同社と協議を行い、まず、改修工事等サービスの実施について合意が得られたものである。

以上の理由により、地方自治法施行令 第167条の2第1項（2）に該当する、アズビル（株）と随意契約をする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 （電話番号 06-6630-3254）

## 随意契約理由書

1 案件名称

平成 25 年度 城北環境事業センター給湯用熱交換器性能点検業務委託

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

城北環境事業センター設置の給湯用熱交換器は、鶴見工場ごみ焼却余熱利用の一環で設置されたもので、鶴見工場焼却設備設置業者である日立造船株式会社が設計・施工したものである。

性能点検業務については本装置の有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには本装置を設計・施工した会社以外では技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既設設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、性能点検業務後の性能維持、作動状態に対して保証することができないことから、本性能点検業務に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第 167 条の 2, 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーの点検・整備業務委託

### 2 契約の相手方

トヨタL&F近畿株式会社

### 3 随意契約理由

資源ごみ中継地におけるショベルローダーについては、中継地の円滑な運営を行い、資源ごみの収集・輸送体制を構築するためにも、定期的に整備を行う必要がある。

この整備について、別表資源ごみ中継地で使用しているショベルローダーはトヨタL&F株式会社製であるが、当該ショベルローダーは当局車両により次々と搬入される資源ごみを大量かつ頻繁にストックヤードへ整理を行ったり業者の搬出用トラックへ積み込んだりするため、作業性を考慮した仕様により当局が発注し、同社が独自の技術で設計製作された特殊仕様の構造になっている。このため、特に駆動系・油圧系や特殊部品の交換に関する部分については、設備特質の構造、機能に加え、補修方法等総合的に十分把握し、同社の独自技術を認識している業者でしか修理及び整備は出来ないこととなる。

今回、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を行うものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものである。この事項内には油圧系検査箇所が含まれており、また、この定期自主検査時に、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるため、総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うこととしており、駆動系・油圧系・冷却系といった箇所を中心として整備を行ってもらうこととなる。加えて、この際には特殊部品の交換を伴うこともあるため、このようなメンテナンスに対応していくには事後の性能を確保する観点を含め、独自技術を伴うものであるため、大阪府下でトヨタL&F（株）より販売および整備を一手に受託し、唯一技術提供を受け、独自技術を認識している系列の販売店でその部品を容易かつ安価に入手できるトヨタL&F近畿（株）のみが対応が可能な業者である。

以上の理由により競争入札には適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号を適用し、特名による随意契約の締結を申請する。

**【別表】** ショベルローダー配置施設及び型式

施設名	型式		車体番号
東北資源ごみ中継地	トヨタ L&F (株)	4SD25	10603 (東北 1号)
西北資源ごみ中継地	トヨタ L&F (株)	4SD25	10602 (西北 1号)
西南資源ごみ中継地	トヨタ L&F (株)	4SD25	10601 (西南 1号)
東南資源ごみ中継地	トヨタ L&F (株)	4SD25	10604 (東南 1号)
	トヨタ L&F (株)	4SD25	10625 (東南 2号)

**【参考】** 労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者は、ショベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3252)